

第3節 水管理制御設備

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	〇〇事業〇〇業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		第 1 条	第 1－1 条
(目 的) 第 1-2 条	(目的) (名称) (レベル) この業務は、〇〇事業の〇〇〇ため、〇〇〇水管理設備の〇〇設計を行うものである。 ※なお、この業務は、業務成果に基づき予定する工事の発注方式を「設計・施工一括発注方式」とするものについて、必要な設計検討を行う試行業務である。	1-2 (目的) は、次の例のように具体的に記入する。 (記入例) ・基本計画書の作成に利用する。 ・全体実施計画書の作成に利用する。 ・河川協議に利用する ・地元説明に利用する ・工事実施に利用する。 (名称) は、業務の対象となる施設名を記入する。 (レベル) は、構想、基本及び実施の区分を記入する。 業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討(簡易型設計等)を行う業務については※部を追記する。		
(場 所) 第 1-3 条	この業務において対象とする、□□□□□の建設予定地は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇地先で、別添位置図に示すとおりである。	1-3 ・□□□□□には、当該施設名称を記載する。		
(土地の立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。	第 13 条	第 1－16 条
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-5 条	(記載例－1) 1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11 条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98 条において準用する予決令第70 条及び第71 条の規定に該当していないこと。 (2)〇〇農政局において、〇〇年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が 1, 000 万円を超える場合】		

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
	(3)〇〇農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1)照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2)照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 （記載例－２） 1 別紙〇に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2～8			
		【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】 ・ 2～8 は（記載例－１）と同じ		

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項								
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書						
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-6 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等 に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備 等	【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】								
(一般事項) 第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。	1-7 ・業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、設計作業の内容に応じ、必要なものを記載する。 ・ISO9000s 認証取得（JIS Q9001：2000 [ISO9001：2000] を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。								
		<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(履行義務) 第 1-11 条</td><td>1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</td></tr><tr><td>(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条</td><td>1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。</td></tr></table>	項 目	内 容	(履行義務) 第 1-11 条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。	(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条	1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。		
項 目	内 容									
(履行義務) 第 1-11 条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。 なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。									
(品質システム文書の取扱い) 第 1-12 条	1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。									

記 載 例																							
項 目	内 容																						
(照査技術者) 第 1-9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。																						
	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="6">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用等</td></tr><tr><td>農業－農業土木</td></tr><tr><td>農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>電子応用等</td></tr><tr><td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr><tr><td>農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>電気電子</td><td></td></tr><tr><td>農業土木</td><td></td></tr></table>		資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等	農業－農業土木	農業－農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	電気電子		農業土木	
	資 格	技術部門	選択科目																				
	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等																				
			農業－農業土木																				
			農業－農業農村工学																				
		電気電子	電子応用等																				
		農業	農業土木																				
			農業農村工学																				
	博士	農学																					
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子																						
	農業土木																						
農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、〇〇もしくは〇〇を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。																							
2 この業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。																							
3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																							
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																						
(技術者情報の登録) 第 1-11 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。																						
	1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。																						
	2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																						

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
内 容	契約書	共通仕様書
1-9 - 本条（照査技術者）は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 - 記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 - 技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙－ 2 を参考に追記する。 - シビルコンサルティングマネージャー（R C C M）で、記載例の「技術部門」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙－ 2 を参考に追記する。 ・ 〇〇には高圧設備、特別高圧設備及び水管理設備等の当該業務工種を記入する。 ・ 「照査手引書」に基づく照査を行うことが出来ない工種で照査を行う場合は 2 を以下の内容に変更する。 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、次のとおりとする。 (1) 業務計画作成時 (2) 基本条件の設定時 (3) 細部条件及び構造検討項目の決定時 (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合	第 11 条	第 1-7 条
1-10 設計業務と測量業務を一括発注する場合は、測量作業について測量作業規程により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。		第 1-8 条
		第 1-11 条 第 1-12 条

記 載 例			
項 目	内 容		
(保険加入) 第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
(技術員等の配置) 第 1-13 条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名については、別に通知する。		
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		
	番 号	名 称	発 行 所
			制定 (改訂) 年月
(設計条件) 第 2-2 条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。		
	1 設計基本条件		
	[基本設計の場合]		
	(1) 設備の導入の目的		
	(2) 管理対象施設 (案)		
	施設区分	施 設 名 称	主 要 設 備
	(3) 管理方式 (案)		
	施設名称	設備名称	管理方式
			備 考

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。			第 1-37 条
2-1			
・適用する技術基準等の名称、発行所及び制定（改訂）年月を記入する。 （記入例）			
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成 30 年 5 月
2	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	(一社)農業土木機械化協会	平成 25 年 3 月
・機械設備及び電気通信設備関係の設計基準、技術指針等から適用する技術基準等の名称を記入する。			
・河川協議等で適用する技術基準等が指定されている場合は、その技術基準を優先して使用する旨を記入する。			
・改訂年月は、最新のものを記入する。			
2-2-1			
・事業計画（構想設計、基本設計等）から与えられる当該水管理制御設備に求められる基的な諸元を記入する。			
・構想設計では、ダム、頭首工、用排水機場及び用排水路の管理方式の決定に際しては、その施設が要求する管理方式を現況管理状況分析及び水理解析等で検討を行い、土木構造物及び機械設備と水管理制御設備の機能分担を明確にし、全体施設として建設費（更新費）、維持管理費を含めた L C C（ライフサイクルコスト）が最適な水管理制御設備を決定する。			
・設備導入の目的 当該地区においてどのような目的で管理制御設備を導入するかを、事業計画に基づき記入する。			
・管理対象施設と管理方式 水利用計画、施設の管理等からどのような水利施設を管理対象とし、どのような管理方式（監視・制御項目、操作方法、操作頻度等）とするかを記入する。			

記 載 例			
項 目	内 容		
(参考図書) 第 2-3 条	[実施設計の場合] (1) 設備の導入の目的 (2) 管理対象施設 基本設計の場合に同じ [省略] (3) 管理方式 基本設計の場合に同じ [省略]		
	2 その他の設計条件		
	設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。		
	番 号	名 称	発 行 所
			制 定 (改 訂) 年 月

作成要領及び留意事項				契約書	共通仕様書																																		
内 容																																							
(記入例) ・管理対象施設 (案) <table><tr><th>施設区分</th><th>施設名称</th><th>主要設備</th></tr><tr><td>ダム</td><td>〇〇ダム</td><td>・取水ゲート (〇門) ・河川維持用水放流バルブ (〇台)</td></tr><tr><td>用水路</td><td>〇〇幹線用水路</td><td>・〇〇分水工ゲート (〇門)</td></tr></table> ・管理方式 (案) <table><tr><th>施設名称</th><th>設備名称</th><th>管理方式</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">〇〇ダム</td><td>取水ゲート</td><td>現場操作、遠隔操作、遠方監視</td><td>無人</td></tr><tr><td>河川維持用水放流バルブ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>河川水位観測局</td><td>遠隔監視</td><td>－</td></tr><tr><td></td><td>放流警報局</td><td>遠隔監視・制御</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">〇〇幹線用水路</td><td>〇〇分水工ゲート</td><td>現場操作、遠方監視</td><td>無人</td></tr><tr><td>用水路水位観測局</td><td>遠方監視</td><td>－</td></tr></table>				施設区分	施設名称	主要設備	ダム	〇〇ダム	・取水ゲート (〇門) ・河川維持用水放流バルブ (〇台)	用水路	〇〇幹線用水路	・〇〇分水工ゲート (〇門)	施設名称	設備名称	管理方式	備考	〇〇ダム	取水ゲート	現場操作、遠隔操作、遠方監視	無人	河川維持用水放流バルブ			河川水位観測局	遠隔監視	－		放流警報局	遠隔監視・制御	－	〇〇幹線用水路	〇〇分水工ゲート	現場操作、遠方監視	無人	用水路水位観測局	遠方監視	－		
				施設区分	施設名称	主要設備																																	
ダム	〇〇ダム	・取水ゲート (〇門) ・河川維持用水放流バルブ (〇台)																																					
用水路	〇〇幹線用水路	・〇〇分水工ゲート (〇門)																																					
施設名称	設備名称	管理方式	備考																																				
〇〇ダム	取水ゲート	現場操作、遠隔操作、遠方監視	無人																																				
	河川維持用水放流バルブ																																						
	河川水位観測局	遠隔監視	－																																				
	放流警報局	遠隔監視・制御	－																																				
〇〇幹線用水路	〇〇分水工ゲート	現場操作、遠方監視	無人																																				
	用水路水位観測局	遠方監視	－																																				
2-2-2																																							
・設計基本条件に示した項目以外の水管理制御設備の設計に必要な設計条件、その他設計を制約する各種の条件があらかじめ定められている場合はこれらを記入する。 (記入例) ・設置環境 (気象条件 [温度、湿度、降雪量、雷頻度等]、電源条件 [商用電源の引込み、停電状況]、伝送回線 [N T T 等の引込み]) ・管理者 (土地改良区等) の管理体制																																							
2-3					第 2-1 条																																		
・参考にする図書の発行所並びに制定 (改訂) 年月を記入する。 (記入例) <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>設計便覧 (案) 第 4 編 電気・通信編</td><td>近畿地方整備局 HP</td><td>平成 24 年 4 月</td></tr><tr><td>2</td><td>配電盤・制御盤の耐震設計指針 (J E M- T R 1 4 4)</td><td>(一社) 日本電機工業会</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr><tr><td>3</td><td>建築設備耐震設計・施工指針</td><td>(一社) 日本建築センター</td><td>平成 26 年 9 月</td></tr><tr><td>4</td><td>建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル</td><td>(一社) 日本電設工業会 (一社) 電気設備学会</td><td>平成 28 年 1 月</td></tr><tr><td>5</td><td>電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)</td><td>(一社) 建設電気技術協会</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr><tr><td>6</td><td>電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)</td><td>(一社) 建設電気技術協会</td><td>平成 29 年 3 月</td></tr><tr><td>7</td><td>雷害対策設計施工要領 (案)・同解説</td><td>(一社) 建設電気技術協会</td><td>平成 18 年 11 月</td></tr><tr><td>8</td><td>耐雷対策設計ガイド</td><td>(一社) 日本雷保護システム工業会</td><td>平成 28 年 1 月</td></tr></table> ※ 1 機械設備・電気通信設備関係の設計基準・技術指針等から適用する参考図書の名称を記入する。						番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	設計便覧 (案) 第 4 編 電気・通信編	近畿地方整備局 HP	平成 24 年 4 月	2	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (J E M- T R 1 4 4)	(一社) 日本電機工業会	平成 29 年 3 月	3	建築設備耐震設計・施工指針	(一社) 日本建築センター	平成 26 年 9 月	4	建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル	(一社) 日本電設工業会 (一社) 電気設備学会	平成 28 年 1 月	5	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	(一社) 建設電気技術協会	平成 29 年 3 月	6	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	(一社) 建設電気技術協会	平成 29 年 3 月	7	雷害対策設計施工要領 (案)・同解説	(一社) 建設電気技術協会	平成 18 年 11 月	8	耐雷対策設計ガイド
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																																				
1	設計便覧 (案) 第 4 編 電気・通信編	近畿地方整備局 HP	平成 24 年 4 月																																				
2	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (J E M- T R 1 4 4)	(一社) 日本電機工業会	平成 29 年 3 月																																				
3	建築設備耐震設計・施工指針	(一社) 日本建築センター	平成 26 年 9 月																																				
4	建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル	(一社) 日本電設工業会 (一社) 電気設備学会	平成 28 年 1 月																																				
5	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	(一社) 建設電気技術協会	平成 29 年 3 月																																				
6	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	(一社) 建設電気技術協会	平成 29 年 3 月																																				
7	雷害対策設計施工要領 (案)・同解説	(一社) 建設電気技術協会	平成 18 年 11 月																																				
8	耐雷対策設計ガイド	(一社) 日本雷保護システム工業会	平成 28 年 1 月																																				

記 載 例			
項 目	内 容		
(貸与資料等) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。		
	分 類	貸 与 資 料	数 量
(参考図書及び貸与資料の取扱) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。		
(関連業務) 第 2-6 条	番号	業 務 名	業務実施期間
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙－ 1 設計作業項目内訳表（当該項目）に○印で示すものとする。		
	作 業 項 目	数 量	備 考

作成要領及び留意事項				
内 容		契約書	共通仕様書	
2-4		第 16 条	第 1-4 条 第 1-13 条	
・貸与資料等について必要なものは適宜に追加する。 (記入例)				
分 類	貸 与 資 料			数 量
業務報告書	〇〇年度 〇〇〇ダム取水放流設備実施設計業務			1 部
〃	〇〇年度 〇〇〇頭首工水門設備実施設計業務	1 部		
〃	〇〇年度 〇〇〇地区水管理制御設備基本設計業務	1 部		
2-5				
・設計作業中に基準の基本的な改正があり得るので、発注者は基準改正の情報を常に受注者に提供するよう努める必要がある。				
2-5-3				
・初回打合せ時に一括貸与できない場合は、貸与資料ごとに貸与時期を示す。				
2-6				
・同一時期に関連する土木設計業務と機械設計業務を実施する場合に記載する。				
3-1				
ア 作業項目表については、記入例のとおり主要な作業項目を記載する。				
なお、この表は実施設計について記載しているが、当該水管理設備に求められる基本的な設計諸元は、原則として別途実施する基本設計で検討されていることを基本とする。				
(記入例)				
作 業 項 目		数 量	備 考	
水管理設備実施				
・打合せ、協議、報告		1 式		
・基本事項の検討		1 式		
・実施設計		1 式		
・照査		1 式		
・概算工事費等		1 式		
・特別仕様書の作成		1 式		
・〇〇〇〇		〇〇		

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項								
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書						
（設計作業の留意点） 第 3-2 条		イ 別紙－ 1 設計作業項目内訳表のうち、実施する「作業実施欄」に○印を付す。 ウ 別紙－ 1 設計作業項目内訳表には、「設計業務標準歩掛」に基づく標準的な作業内容を記載しているが、各種業務の条件が標準歩掛の内容と異なる場合や標準歩掛が定められていない作業内容で、参考歩掛や他の適正と認められる実績や資料を適用している場合は、その作業項目、内容等の条件や技術者の所要人数等を的確に追加記載する。 また、作業項目が同一であっても作業内容が異なる場合は、別紙－ 1 設計作業項目内訳表の作業内容を変更する。 （記入例） ・固定無線回線 ・移動無線回線 ・音達調査設計 ・河川協議、道路協議、比較検討 エ 河川協議等に必要な設計等を行う場合は、ここに明示する。 オ 変更時の記載方法 変更時に作業項目を追加する場合は、前項ウと同様の取扱いとする。 なお、別紙－ 1 設計作業項目内訳表「作業実施欄」には、変更後の全ての作業項目に○印を付す。 カ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、その一部を当該業務の受注者等に行わせる場合は、次表を作業項目に追加する。 <table><tr><td>作 業 項 目</td><td>数 量</td><td>備 考</td></tr><tr><td>歩掛調査</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	備 考	歩掛調査	1 式			
	作 業 項 目	数 量	備 考							
歩掛調査	1 式									
	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 (1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 (2) 新技術情報システム（NETIS）については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。	3-2 ・作業の留意点について必要なものは適宜追加する。 ・河川協議、技術審査委員会資料等が業務の途中で実施される場合は、実施時期や要求資料等について明示する。 ・特に図面縮尺等を明示する必要がある場合は記入する。								

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。	・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。		
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4-1 条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。			

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ () 第 3 回 中間打合せ () 第 4 回 中間打合せ () 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (記載例― 1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (記載例― 2) ただし、別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	5-1		第 1-10 条
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）で正副2部及び成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。			第 1-17 条
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業（務）所			

記 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第 2-2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 7 その他	7-1-6 ・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合は、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	第 17 条 ～ 第 20 条	第 1-21 条 ～ 第 1-24 条
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。		第 58 条	

記 載 例					作 成 要 領 及 び 留 意 事 項			
項 目	内 容				内 容		契約書	共通仕様書
別紙－１ 設計作業項目内訳表 〔基本設計〕	作 業 項 目	標 準 作 業 内 容	作業実施欄		ア 共通事項 ・基本設計する設備の内容に応じて、設計作業項目等を適宜追加、削除するものとする。 イ 基本事項の検討 ・事業計画等で水管理制御設備の次の基本事項について、基本構想が策定されているものとする。 ・水利施設の管理方法と管理体制 ・設備の導入目的と概略規模 ・水位、流量、雨量等の観測位置 ・ＣＣＴＶ設備による監視			
	1 打合せ、協議、報告	基本設計の業務計画の作成及び業務から完了までの打合せ、協議、報告の作業を行う。	当初	変更				
	2 準備作業	基本設計のために必要な対象地区及び既施設の状況調査並びに資料収集取りまとめを行う。						
	3 基本事項の検討	設計条件に基づき、次の基本事項の検討を行う。 (1)水管理制御システム 水管理制御システムの導入概念及び一般的なシステム形態と操作に係る組織運用等の解説資料の作成並びに水管理制御システム検討フロー作成						
		(2)対象地区の水管理制御方式 現地の水管理系統に沿い、施設構成、管理操作手法、管理レベル、導入効果等に検討を加え、信頼性、安全性、省力化を目的とした水管理制御システム案の取りまとめ						
		(3)データ伝送方式及び伝送路 同案を基に対象地区の施設のグルーピング、子局構成、置局計画及びデータ伝送方式、伝送路、システム構成等の検討並びに初期投資、維持管理費の面からの最適方式の検討						
		(4)計測制御方式 同案を基に計測方式、制御方式、信号の受渡し方式、優先順位の検討						
		(5)中央管理制御システム 同案を基に中央管理制御システムの構成と対象地区の具体的なデータ処理方式、制御監視方式、システム操作部、テレコン操作部、演算操作部、表示記録部、ＣＶＣＦ及び予備発電機の要否と容量、管理所建屋計画の基本事項（面積、搬入口、重量、空調、照明等）の検討						
		(6)機器仕様 同案を基に構成機器標準仕様の検討						
	4 維持管理の検討	施設の管理体制、技術者と有資格者の育成確保についての検討を行う。						
	5 最適システムの検討	経済的で最適な機能を持つ施設の最終案の検討を行う。						
	6 照 査	照査						
	7 概算工事費等の検討	各施設毎の機器リストの作成、機器費、工事費、管理費等の検討を行う。						
注) 契約対象の項目の作業実施欄に「○」、契約対象外の項目の作業実施欄に「－」を記載する。								

記 載 例						作 成 要 領 及 び 留 意 事 項			
項 目		内 容				内 容		契約書	共通仕様書
別紙－１ 設計作業項目内訳表 〔実施設計〕	作 業 項 目	標 準 作 業 内 容			作業実施欄		ア 共通事項 ・実施設計する設備の内容に応じて、設計作業項目等を適宜追加、削除するものとする。 イ 基本事項の検討 ・基本設計に基づき関係機関との調整のうえ水管理制御設備の次の基本事項について、比較検討のうえ概定されているものとする。 ・設備の規模（管理対象施設、管理レベル、監視・制御方式及び中央管理所位置） ・設備の機能（監視・制御及び情報処理機能） ・置局計画と情報伝送方式及び伝送回線 ・計装設備の観測位置 ・カメラの設置位置と画像伝送方式及び制御方式 ウ 概算工事費 ・監督職員は、当該工事の積算に必要な数量計算項目について、受注者に指示する。 エ 特別仕様書等の作成 ・監督職員は、見積仕様書（案）が必要な機器について、受注者の作成を指示する。 【業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討を行う業務については適宜作業内容を補正する。】		
	1 打合せ、協議、報告	業務計画の作成及び業務から完了までの打合せ、協議、報告の作業を行う。			当初	変更			
	2 準備作業	対象地区の機器設置条件及び既設機器の状況と仕様事項等の現地調査並びに踏査資料、貸与資料等各種資料の取りまとめを行う。							
	3 基本事項の検討	設計条件に基づき、次の基本事項の検討を行う。 (1)水管理制御システム 水管理の内容、対象地区の最適な水管理システムとその効果の検討							
		(2)対象地区の水管理制御方式 主要施設操作の、信頼性、安全性、省力化等を考慮した水管理制御システムの範囲、中央管理所の最適位置、妥当な管理レベル等の検討							
		(3)データ伝送方式及び伝送路 データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、対象地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、サージ対策等の検討							
		(4)計測制御方式 水位、流量、開度等の計測方式と適用機器、対象地区に適用する制御方式等の検討							
		(5)中央管理制御システム 中央システムの構成、収集データと遠方制御項目の選定、データの表示、処理、記録方式、操作卓及び表示装置の構成寸法、機器相互の信号受渡し方式、電源設備等の検討							
	4 実施設計	基本事項検討結果に基づき次の実施設計の検討を行う。 (1)データ伝送方式及び伝送路 対象地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等の詳細検討と決定							
		(2)被管理施設 対象地区の個々の施設の操作方式、計測方式と検出器、布線計画、既設機器の改造、局舎計画等の詳細検討と決定							
		(3)中央管理制御施設 対象地区中央管理所の設置機器、操作室レイアウト等の詳細検討と決定							
		(4)機器仕様 対象地区設置機器の仕様について詳細検討と決定							
	5 概算工事費等	設置機器リストの作成、機器費、工事費、管理費等の積算資料の作成を行う							
6 照 査	照査								
7 特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。								
注）契約対象の項目の作業実施欄に「○」、契約対象外の項目の作業実施欄に「－」を記載する。									

記 載 例					作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項 目	内 容				内 容	契約書	共通仕様書
別 紙 ○(第 1-5 条、第 5-1 条関連)	【設計業務の割合】 調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。						
	業種区分	A	B	C			
	建設コンサル タント(土木関 係のもの)	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額			
	【調査業務の割合】 調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。						
	業種区分	A	B	C			
	地質調査	直接調査費 の額	間接調査費 の額に 10 分 の 9 を乗じ て得た額	解析等調査業 務費の額に 10 分の 8 を乗じ て得た額			